改め、同表炭化水素の排気管から排出されるものの項中

軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり一・三三グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり〇・九三グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり〇・五三グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり〇・五三グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり七・九八グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり五・三二グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり四・七九グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	八モードによる測定	一キロワット時当たり四・七九グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモード	一キロワット時当たり五・三グラム

削り、同表窒素酸化物の項中

を

	八モードによる測定並びにRTCモード、暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードにより測定されたNOxの和に〇・一を乗じた値	
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	八モードによる測定並びにRTCモード、暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードにより測定されたNOxの和に〇・一を乗じた値	一キロワット時当たり五・三グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	八モードによる測定並びにRTCモード、暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードにより測定されたNOxの和に〇・一を乗じた値	一キロワット時当たり四・四グラム

に